

令和6年度第10回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和7年1月9日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時52分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	欠席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	1番	市川 春樹		2番	井上 武	
	13番	岡田 充生				
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子			農業委員会事務員 田邊 操枝		
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第2号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告事項	(1) 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の届出について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 令和6年南部町農地賃貸料等情報について
その他	(1) 令和6年度第11回南部町農業委員会総会日程

程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和6年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、3番の庄倉委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、1番 市川春樹委員、2番 井上 武委員、書記は田邊職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議事に入ります。 議案第1号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	別冊で3部お配りしております。上長田地区、東長田地区、法勝寺地区でございます。遊休農地の調査の際に非農地判定をされた農地につきまして、地目変更の為の非農地判断として上げております。 資料の説明として上長田地区の資料をご覧ください。“地目変更手続きを行う一覧”に対象となる地番、登記地目、所有者を載せております。所有者の欄には、お亡くなりになられたとか、転出されたなどの情報を書き込んでおります。登記名義人のお名前も記載していますが、未登記がたくさんありまして、登記名義人と所有者が違う筆が多数ございます。その横に写真番号が付いています。例えば写真番号①は5ページに写真が付いていまして、現地の写真と調査日と調査された委員の方々を載せています。場所については13ページから航空写真を付けております。該当する筆を赤枠で囲んで、筆番号と写真番号で示してあります。見ていただければ分かるように、既にかなり荒れていまして、境界が分からない中で航空写真等で確認しながら写真を撮っています。かなり険しい所もありましたので遠くから写真を撮った所もあります。現地を確認された委員さんより補足説明をして頂けたらと思います。
	議長	上長田地区について田邊委員より補足説明をお願いします。
	田邊委員	上長田は集落で言うと 地区になります。1番から10番は、 を斜め奥に入った所になります。11番から45番までは、 があります。そこを降りた所から に入った所になります。12月12日に現地確認をしております。
	議長	東長田地区については板委員よりお願いします。
板委員	東長田地区ですが、航空写真で説明させていただきます。16ページをお開き下さい。右上の方は 集落になります。1番、2番は、所有者は町外で管理できない状況です。17ページは、家がある所が 集落で、ここも町外に住んでおられて管理されていない状況です。18ページは、右側の道路のようなのは でございます。下にある道路が で、それに沿って6番は山のような所です。7番、8番は県道の下の一段下りたような所で、手が付けられていない状況でございます。19ページは、 から の方に向かって行った所で、 の集落と の林道の入り口の間辺りにある土地でございます。ここもジャングル状態でございます。20ページは 地区でございます。11番、12番から14番は所有者が亡くなられて荒れている状況でございます。21ページは地区でございます。上が県道の方になります。 から少しに入った所で、ここ	

		は所有者さんが町外で手が全く入っていない状況です。22 ページは 集落で ございます。高齢になられて 地区から出られた後にお亡くなりになり、相 続されましたが全く管理されておらず荒れています。航空写真では綺麗に見え ますが、現状は現地写真の通りでございます。23 ページは 集落でございます。 と の中間辺りです。5 年ほど前まで1 筆作っ ておられた方がいましたが、その方が亡くなられて全員が耕作されていない状 況で、山の際辺りは竹が覆っている状態でした。全て農地として回復できるよ うな状況ではない事をご報告します。
	議長	法勝寺地区を井上委員よりお願いします。
	井上委員	場所は 地区で、10 ページをご覧ください。下側に の集落があつて、農 地の中に 1 軒あるのが さんのお宅で、そこから山に上がった所になりま す。1 番から 4 番は杉林になっている所が多く完全に山林化の状態です。5 番 から 11 番、12 番、13 番、14 番から 30 番も同じような状況が続いています。 31 番から 35 番も同じような感じす。今回上がっている所は、一部は山林の状 況でした。
	議長	各地区より報告がございました。このことにつきまして質疑を受けます。
	市川委員	法勝寺地区の 12 番は 番 となっておりますが、7 ページの写真では 番 となっております。10 ページの航空写真も 番です。 は要らないのではない ですか。
	局長	7 ページは 番 に修正をお願いします。
	市川委員	10 ページの航空写真も修正ですか。
	局長	10 ページの方は、分筆されて 番の中に 番と 番 があります。
	市川委員	分かりました。それからお願いですが、たくさん写真を撮っておられますが、 何処の位置から撮られた写真なのか矢印等で示してもらえれば、山の方に向か ってか、谷の入り口なのか分かりやすくなりますので、よろしくお願いします。
	局長	写真を撮った方向を記載させていただきます。
	局長	他にございませんか。
	野口委員	法勝寺地区の 10 ページの 1 番から 4 番の所についてですが、ぱっと見、谷 の上流ではないかと思えます。谷の上流には堤などがあるのではないかと思 いますが、谷の上流の圃場が農地でなくなって、下流のエリアに水利の支障はあ りませんか。
	井上委員	質問のありました場所には堤などなくて山からの下がり水でされています。 反対側の 番の辺りには池が 2 か所あります。質問された所には池が無く て、図面の右側を通る水路に山水が流れて、それを取ってされていたので、上 の方に堤はありません。
	野口委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』 議決、承認されました。
議案第 2 号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案 者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 3～14 頁）】 農地番号 1 番～75 番 設定を受ける者： 29 名 設定をする者： 42 名

		設定をする土地： 75 筆 計 107,444 m ²
	議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	5 番と 10 番ですが、賃借料が非常に高いのではないかと思います。お互いが納得されておられるかもしれませんが、経過をお聞かせ願います。
	前田主幹	申請書の提出があったときに高い賃料でしたので、お聞きしたところ、これまでの付き合いもあるので、そういう話をするのはやめて欲しいと言う申し出がありました。お互い納得していると伺っております。
	議長	他にございませんか。
	黒木委員	歳以上の方で、本人さんを入れてお二人でされている方についてお聞きします。10 ページの さん、12 ページの さん、13 ページの さんの 3 名ですが、農地面積の大小はあると思いますが、もう 1 人の一緒にされているのは誰なのか、奥さんなのか、後継者なのか、分かる範囲で教えて下さい。
	議長	担当地区の委員さんから、 さんについてお願いします
	野口委員	存じ上げていないので、代わりにお願いしたいと思います。
	市川委員	私が代わりにお答えします。事前審査の中で高齢の方に関しては確認しております。 さんは さんのお父さんで、一緒にされています。
	議長	さんについてお願いします。
	糸田委員	もう 1 人は奥さんです。 地区で中山間の協定を、 さん、 さん、 さんが中心になってやっておられて、協定農用地を含めた地域の方の農地を引受けて共同で管理をされています。
	議長	さんについてお願いします。
	岡田委員	さんは 歳ですが、非常に元気の良い方です。もう 1 人は奥さんだと思います。息子さんも後を継いでおられますので手伝い等されています。
	黒木委員	分かりました。ありがとうございました。
	白川委員	28 番から 32 番の さんは野菜となっていますが、どのような野菜を作られるのですか。
	前田主幹	主に人参を作られますが、季節ごとでジャガイモなど作られる予定にされています。
	議長	他にございませんか。議案第 2 号についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』に対する農業委員会の意見とすることについて、議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る農業用施設用地の届出について	議長	報告に入ります。『(1) 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る農業用施設用地の届出について』報告をお願いします。
	局長	【(1) 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る農業用施設用地の届出について (議案書 15 頁) 朗読】 現地調査資料をご覧ください。土地利用計画図です。上の方の 番が町道です。町道の南側に設置されます。東側は さんの農業用施設が建っています。赤い線が今回の届け出地です。苗箱置場、肥料、飼料置場です。コンクリート張りをして設置をしたいということでございましたので届け出を出して頂きました。黄土色が U 字溝でございます。新設されますが、理由としては、南側の方に水利がございませんので、北側の青色の点線の水路から水を送るために新しく新設されます。汚水につきましては、圃場の南から北側に少し角度をつけて流すということでございます。
	議長	担当地区の黒木委員さん、何か補足はありますか。
	黒木委員	ありません。

	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』報告をお願いします。
	局長	【(3) 使用貸借の合意解約について(議案書 16 頁)朗読】 解約後は、1 番、2 番共に 7 ページの 70 番、71 番で さんが借りられるようになっています。
	議長	他にございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 令和 6 年南部町農地賃貸料等情報について	議長	『(3) 令和 6 年南部町農地賃貸料等情報について』報告をお願いします。
	局長	令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの貸借料の情報をまとめたものでございます。(表の見方の説明)
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
	野口委員	農地の区分についてですが、西伯、会見で分けてありますが、西伯、会見で分ける必要性はないと思います。どちらかという、平たん地なのか中山間地なのかで分けられないと意味がないのではと思います。
	局長	表の作り方について検討したいと思います。
	議長	言われる意味は分かりますが、平場と中山間地を区切るのは難しいと思います。検討しながら南部町版を作っていくのは良いと思います。他にございませんか。(質問、意見等なし。)
令和 6 年度第 11 回農業委員会総会の日程	議長	令和 6 年度第 11 回南部町農業委員会総会は、令和 7 年 2 月 7 日(金)に開催します。
閉会	議長	これにて令和 6 年度第 10 回南部町農業委員会総会を閉会が致します。